

第 5 回会合における構成員からの主なご意見

2020年9月16日
事 務 局

中間とりまとめ 案の記載に関 するご意見

- 電話番号の開示対象への追加は、電話会社に対する弁護士会照会等による発信者の特定のために必要であることが主たる理由であるため、2段階認証の手段としてのみ電話番号を登録している場合も含め、開示された電話番号を用いて発信者に直接連絡することを積極的に肯定するような記述はあまり望ましくないのではないか。ただし、実際にそのような運用が行われることまで否定するものではない。【栗田構成員】

今後の議論に 関するご意見

- プロバイダの責任や負担に配慮する文言を中間とりまとめに加筆した点については理解できるが、プロバイダは表現の場を提供することによって利益を得ており、ともすれば人権侵害などの危険をつくり出しているという見方をすることもできるため、自由な言論の場を確保するという点について、プロバイダにおいても一定の負担を甘受しなければならないと考えている。ただし、負担が不当に過大な場合、表現そのものに対する萎縮効果などが生じるため、過度に負担が大きくならないように吟味していくことは必要。【大谷構成員】
- 意見募集において制度の濫用による表現の萎縮を懸念する声が多い。今後の制度作りでは特に留意する必要がある。【若江構成員】
- 発信者との連絡手段が電話番号しかないプロバイダが、現行のプロ責法第4条2項の意見照会をどのようにすればよいかということの整理をお願いしたい。実際に発信者に電話をかけて意見照会を行うことは実務としては現実的と言うのは難しく、また、意見照会の証拠化をどうすればよいかという問題があると思う。【北澤構成員】
- 発信者を完全に特定できない完全匿名性を保護の対象にするのか、あるいは、表現としての段階では匿名だが、侵害行為があった場合は最終的に特定可能であるという状態の匿名表現を保護すべきなのかというように、匿名性の中にも二通りあると考えているため、匿名表現とは何かという点について今後、議論をする必要がある。【北條構成員】
- 匿名表現の自由というテーマの位置づけや制度の濫用について、今後、議論したい。【北澤構成員】
- 発信者に意見照会をすることによる萎縮効果を心配する意見が相当数ある。現状でも威嚇に使われるケースが指摘されており、発信者関与の方法には注意が必要。【若江構成員】